

利用権設定（農地所有適格法人以外の法人）

—農地を耕作するために貸借を行うとき—

毎月原則 20 日✂

添付書類	摘要	新規	再設定	提出部数
付近見取図			—	各 1 部
土地の登記事項証明書	全部事項証明書に限る		—	
法人の登記事項証明書	現在事項全部証明書に限る 再設定の場合で前回提出時から変更された事項がない場合は省略可			
法人の定款（写）	再設定の場合で前回提出時から変更された事項がない場合は省略可			
利用権設定における確約書	別紙様式			
営農計画書（農業経営計画書）	別紙様式		—	
耕作状況等証明書	借受法人の所在地が市外の場合			
その他参考となるべき書類	必要に応じて			
委任状	代理人が申請する場合			

申請内容によっては不要な書類もありますので、最後までよくお読み下さい。

付近見取図について

土地の位置及び付近の状況を示す図面で、住宅地図の写しやインターネット上の地図等。

土地の登記事項証明書、法人の登記事項証明書について

発行から概ね 3 ヶ月以内の物で、写しでの提出でも可能。ただし、その場合は窓口で原本確認をしますので、原本を持参して下さい。

登記事項証明書は登記情報提供サービスで取得した物は不可。

耕作状況等証明書について

法人所在地の市町村の農業委員会が発行するもの。

委任状について

代理人の住所・氏名、申請の要旨、連絡先、委任する者の住所・氏名を明記の上、押印（認印）のこと。

【その他】

申出書の日付は提出時に記入して下さい。

必要に応じて、記載した以外の添付書類を求める場合があります。

申請に関する詳細については、宇治市農業委員会事務局までお問い合わせ下さい。